

令和 7 年度
森林経営管理総合研修実施委託業務

プロポーザル公募要領

令和 7 年 2 月 2 0 日
岐阜県立森林文化アカデミー
(森林技術開発・支援センター)

令和 7 年度 森林経営管理総合研修実施委託業務

プロポーザル公募要領

令和 7 年度第 1 回岐阜県議会定例会において、本事業にかかる予算案が可決・成立しない場合は今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご承知願います。なお、上記に従い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、県においては、その損害について一切負担しません。

平成 30 年 5 月、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とした森林経営管理法が成立し、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました。この法律では、市町村が経営意欲のない森林所有者の森林を集積し、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある事業体に経営を委託する一方、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林については、市町村自ら経営管理をすることになっています。

しかし、多くの市町村では森林・林業の専門職員は少ないため、県独自に林務行政を支援できる人材「岐阜県地域森林監理士」の育成を行っています。さらに、市町村が森林管理を委託する事業体についても、林業経営に必要なスキルを有した人材として中核的な役割を果たす「施業プランナー」の養成が必要です。

そこで、県では、「岐阜県地域森林監理士養成研修」及び「施業プランナー研修」を実施します。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

令和 7 年度 森林経営管理総合研修実施委託業務

2 業務内容等

別紙「令和 7 年度 森林経営管理総合研修実施委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

4 委託費の上限

7, 502, 000 円（消費税及び地方消費税込み）

※当該上限額を超える見積額の提案は選定対象外とします。

第 2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の①から⑦までの条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に「森林経営管理総合研修実施委託業務」プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）までに掲載されている者であること。
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則

第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ この業務に関して、他の共同体の構成員を兼ねている者でないこと。
- ⑦ 技術士(森林部門)、森林総合監理士、岐阜県地域森林監理士のうち、いずれかの資格者を本業務に従事させることができる者であること。

※なお、共同体で参加する場合にあっては、以下の(ア)から(オ)までの条件を満たすものとします。

(ア) 代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。

(イ) 代表者が、上記①～⑥のすべての条件を満たしていること。

(ウ) 代表者以外の構成員が上記①及び③から⑥までの条件を満たしていること。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- ・消費税及び地方消費税について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がある者
- ・県税(個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税(証紙に代えて現金で納付される県税を含む。)を除く。)について未納の徴収金(徴収猶予に係るものを除く。)がある者
- ・上記2点について、証明できる書類の写し(直近のもの)をプロポーザル参加申込時に提出すること

(エ) いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(オ) 技術士(森林部門)、森林総合監理士、岐阜県地域森林監理士のうち、いずれかの資格者を本業務に従事させることができる者であること。

2 企画提案書の作成

事業の企画について、以下の項目を「様式1」に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

【項目】

- 1 企画案の内容等
 - (1) 研修カリキュラム(案)について
 - (2) 研修の運営・進行管理について
 - (3) 次年度に向けた改善提案について
- 2 全体スケジュール等
- 3 業務の実施体制
- 4 提案者の経験・能力等

- (1) 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- (2) 本事業に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）
- (3) 実務担当者が保有する、技術士（森林部門）、森林総合監理士、岐阜県地域森林監理士のうち、いずれかの資格等（資格を証する書類等及び資格の概要が分かる資料等があれば添付してください。）
- (4) 過去の活動内容の概要（概要が分かる資料（報告書、新聞記事等）があれば添付してください。）

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和7年2月20日（木） ～ 令和7年3月3日（月）
② 公募要領等に関する質問受付	令和7年2月20日（木） ～ 令和7年3月3日（月）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和7年2月20日（木） ～ 令和7年3月7日（金）
④ 企画提案書受付期間	令和7年2月20日（木） ～ 令和7年3月13日（木） 正午まで
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年3月下旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年3月下旬（予定）

(2) 公募要領等の配布時間・場所

- ①配布日時 令和7年2月20日（木）～令和7年3月3日（月）まで
午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日、振替休日を除く）
 - ②配布場所 岐阜県立森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター
普及企画係
(〒501-3714 美濃市曾代88 森林文化アカデミーセンター棟2階)
- ※公募要領等は、岐阜県のホームページからも入手できます。

(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ①質問書受付期間
令和7年2月20日（木）～令和7年3月3日（月）午後5時15分まで
- ②質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センターあてに郵送、ファクス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。
岐阜県立森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター 普及企画係
(〒501-3714 美濃市曾代88 森林文化アカデミーセンター棟2階)
FAX 0575-35-2529
電子メールアドレス c21907@pref.gifu.lg.jp
※提出後は後記の提出先に確認の電話をしてください。
※電子メールの件名に「【質問】令和7年度森林経営管理総合研修実施委託業務」と記したうえで送信してください。
- ③回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月6日（木）までに、岐阜県の公式ホームページ内「入札・公売」のページで確認できます。
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?sec02=21&sec01=319&search=1h>)

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和7年2月20日(木)～令和7年3月7日(金)

午前8時30分～午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

ア 参加申込書(別紙2)

イ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)

ウ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)

エ 共同体委任状(別紙5)(該当する場合のみ)

③提出部数 1部

④提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センターへ持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く)とします。
- ・ 郵送の場合は、「簡易書留」等配達記録が残るものとしてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和7年2月20日(木)～令和7年3月13日(木)

午前8時30分～午後5時15分まで(最終日は正午まで)

②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<様式1>

別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含むこと)

ウ 法人等に関する書類

(ア) 企業等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<様式2>

(イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)

※なお、共同体の場合は、構成員すべてについて上記(ア)から(ウ)までを提出してください。

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<様式3>

③提出部数

6部(正本1部、副本5部)

④提出方法

- ・ 森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センターあてに持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝祭日、振替休日を除く、最終日は正午まで)とします。
- ・ 郵送の場合は、「簡易書留」等配達記録が残るものとしてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 「令和7年度森林経営管理総合研修実施委託業務プロポーザル評価会議」構成

- 員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 公募要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「令和 7 年度森林経営管理総合研修実施委託業務プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を森林文化アカデミー森林技術開発・支援センターに持参又は郵送（必着）により申し出てください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に当該金額の 110 分の 100 に相当する額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の 10 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。
- ② 見積書は、経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合するものとしてください。

（８）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県立森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター 普及企画係

（注意）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「令和7年度森林経営管理総合研修実施委託業務プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）」が行います。

なお、「評価会議」における評価は、別記「評価基準」に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価項目及び評価内容

別記「評価基準」のとおり

3 プロポーザル評価会議

① 開催時期 令和7年3月下旬（予定）

開催日、時間については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 開催場所

岐阜県立森林文化アカデミー（岐阜県美濃市曾代88）

③ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 30分間以内

評価会議の構成員からの質疑 10分間程度

④ 注意事項

- ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・ プレゼンテーションを行う方は1提案者あたり3名までとします。（共同体においても1共同体あたり3名までとします。）
- ・ プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明することも可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を6部持参してください。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・ パソコン・プロジェクター等の機材の使用は不可とします。事前に提出された紙資料のみで説明してください。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定

前項「第3 評価に係る事項」のとおり評価を行い、最も順位点の高い提案者を最優秀提案者（契約交渉の相手方）として選定します。

2 最も順位の高い提案者が複数生じた場合の取扱い

最も順位点の高い者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、この場合において提案金額も同額であった場合は、該当者によるくじ引きで最優秀提案者を決定します。

3 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価会議は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

最低基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 評価会議における全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が２者の場合には公表しません）
- ④ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

第５ 契約の締結

１ 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

２ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の百分の五の額（１円未満の端数は切り上げ）とします。ただし、岐阜県会計規則第１１４条第２項に掲げる要件の一に該当する場合は免除します。

第６ その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第７ 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒501-3714 岐阜県美濃市曾代 8 8

岐阜県立森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター
普及企画係

TEL 0575-35-2535

FAX 0575-35-2529

電子メールアドレス c21907@pref.gifu.lg.jp

別記

評估基準

<評価方法>

- ① 評価会議各構成員は、下表に基づき提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 評価会議各構成員の持ち点（100 点）の合計点の 6 割を最低基準点とし、各構成員の評価点の合計点が最低基準点に満たない提案者は選定の対象外とする。
- ③ 評価会議構成員別に提案者ごとの評価点を比較し、第 1 位に提案者数と同一の点数（例えば提案者が 5 者であれば 5 点）、2 位以下には順に 1 点ずつ減じた点数を順位点として付与する。
ただし、同順位の提案者が複数ある場合は、当該順位点及びその下位に当たる空位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とする。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。
ただし、順位点の合計が同点の場合は、評価会議構成員の評価点を合算した点の高い者から順位を付す。

評価項目及び評価内容		評価点					重み	配点
1 提案内容の有効性及び実現可能性		5 点	4 点	3 点	2 点	1 点		
業務の内容や目的を理解し、業務に取り組む実施方針や目標、期待されている効果が示されているか。		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 1	5
カリキュラム提案	提案するカリキュラム（案）が、具体的な提案で、かつ効果が高いと判断できるものであり、研修目的に資する提案となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 3	15
	提案する講師に十分な実績があり、研修効果が期待できるものとなっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 2	10
研修の運営・進行	各養成研修に同じ者を担当させるなど連続講座に有効な運営体制となっており、講師・受講生との連絡調整が円滑に行われるものとなっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 2	10
	受講生へのフォローアップに関する提案など、効果のある研修となるよう運営・進行ができる具体的な提案内容となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 3	15
改善提案	研修運営結果や受講生アンケートからの効果分析のほか、提案者の研修運営実績などを踏まえ、次年度研修実施にむけた改善提案を行う内容となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 3	15
2 事業を適正かつ確実に実施する能力		5 点	4 点	3 点	2 点	1 点		
①	本事業に類する研修実績や、施業プランナーや地域森林監理士等に対する研修実績（計画）があり、知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることが期待できるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 3	15
②	業務のスケジュールが適切であり、業務を適正かつ確実に実施する体制及び危機管理体制を確保しているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 1	5
③	事業費の積算は、提案された内容と整合し、実施するうえで適切なものであるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る	× 1	5
3 社会的課題への取組		5 点満点						
「仕事と家庭の両立支援」（2 点）、「障がい者雇用」（2 点）、「若者の採用・育成」（1 点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。		()					× 1	5
合計		100 点						